







## 最後に

まとめ：設例1の場合、AさんがBさんに貸した自転車はBさんが占有しているため、占有権はBさんにあり、自力で取り戻すことは不可能である。

展開例1の場合、BさんがCさんに自転車を売ってしまったが、Aさんは自転車の所有権は自分にあると主張は出来る。しかし、自転車がAさんの物であると証明しなければ、Cさんから取り戻すことは出来ない。

展開例2では、展開例1の問題が解決したが、Bさんとの間に即時取得の認否によって自転車の行方は変化する。

これらから、契約や権利によって返還請求を行うことができるが、即時取得の容認等により責任追及が起こるとということがよく分かった。

最も、借りたらすぐ返し、貸したら早く返してもらるのが一番であると感じた。

参考文献：潮見佳男『18歳からはじめる民法・第4版』（法律文化社、2019年）

当該報告原稿は、上記参考文献を要約したものである。